

報告案件 1

建築基準法第56条の2 関係

番号	件名	申請地	建物用途	建築概要		許可年月日
報告案件 1	「法第56条の2の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限」の特例許可について (緑住宅建設工事第6期)	みどり2丁目地内	共同住宅	構造・階数	鉄筋コンクリート造・4階	令和8年3月10日
				工事種別	増築	
				延べ面積 (うち、増築部分)	49,790.06㎡ 2,961.00㎡	

建築基準法

法56条の2（日影による中高層の建築物の高さの制限）

（目的）

中高層建築物の周囲に生じさせる日影を規制し、良好な居住環境を確保するもの。

（第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域における基準）

冬至日の午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面から高さ4mの測定面における隣地境界線及び敷地に接する道路中心線等から敷地の外側に向かって5mの地点で4時間、10mの地点で2.5時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとする。

ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りでない。



付近見取図